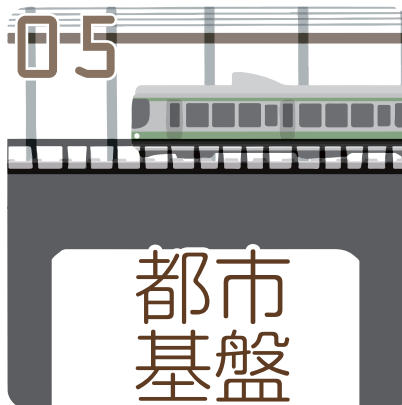


まちづくり政策

<分野別の政策>



➤ 基本目標 きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美しく住みよいいべつをめざします

政策展開の方向性

江別市の豊かな自然や地域環境を次代に引き継いでいけるよう、地球温暖化対策、地域環境の保全、水と緑の保全、ごみの減量化・資源化などへの課題に対応するとともに、市民・事業者・行政との協働により環境保全に取り組み、安全で快適な生活環境づくりを進めます。

取組の基本方針	01-01 人と自然の共生
	01-02 循環型社会の形成

01-01 人と自然の共生

(1) 地球環境の保全

市民・事業者・行政が地球温暖化防止等に向けて、環境負荷^{※1}の少ない、地球にやさしい生活・活動を行うことにより、地球環境の保全に努めます。

(2) 水と緑の保全

市民・事業者・行政が協働して身近な緑の保全に努め、緑を育てる取組を進めるとともに、河川や湖沼などがもたらす良好な自然環境を守ります。

(3) 安全な地域環境の保全

大気、水質、騒音、悪臭などの環境問題に適切に対応するとともに、市民・事業者へ情報を提供することにより、産業型公害^{※2}や都市・生活型公害^{※3}の発生を未然に防ぎ、安全な地域環境を守ります。

(4) 再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギーについて市民への浸透を図るとともに、導入手法等の啓発に努めていくことで、再生可能エネルギーの利用を推進します。

【用語解説】

※1 環境負荷：人の活動により、自然環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

※2 産業型公害：工場等が原因者となって発生する公害のこと。

※3 都市・生活型公害：都市化の進展や生活様式の変化などによって発生する公害のこと。自動車の排出ガスによる大気汚染や騒音、生活排水による河川等の水質汚濁、近隣騒音などがあります。

(5) 環境教育・学習の推進

環境についての学習の機会や情報の提供を通じて、市民・事業者が環境に対する責任と役割を自覚し、環境保全のための取組の意欲と能力を高めます。

01-02 循環型社会の形成

(1) ごみの減量化と適正な処理の推進

市民・事業者・行政との協働により、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rに取り組みやすい環境づくりや意識の啓発を行い、ごみの発生量・排出量を減らすよう努めるとともに、収集・運搬・処理・処分について効率的かつ適正に行い、安全・快適な生活環境をつくれます。

(2) ごみ資源化の推進

ごみ資源化の啓発や支援を通じて、市民・事業者それぞれが、再利用・再資源化に対する意識の向上に努めることで、分別収集やリサイクルなど積極的にごみの資源化を推進します。



➤ 基本目標 地域特性を活かした産業が躍動するえべつをめざします

政策展開の方向性

地域における活発な産業活動は、雇用を創出して活気のあるまちをつくります。

北海道最大の都市である札幌市に隣接している立地を活かした都市型農業の推進、地域の特性を活かし、産業間連携や産学官連携等による商工業の振興と新たな地域資源の掘り起しによる観光振興などによって地域経済の活発化を図るとともに、新しい産業振興策の展開に取り組みます。

取組の基本方針	02-01	都市型農業の推進
	02-02	商工業の振興
	02-03	観光による産業の振興

02-01 都市型農業の推進

(1) 農業経営の安定化

農業の担い手の育成・確保や法人化、経営規模の拡大、収益性の高い農産物の生産などにより、生産性が高く安定した農業経営を推進します。

(2) 農畜産物の高付加価値化

他産地との差別化を図り、江別特有の銘柄として売り込むために、産業間連携により江別産農畜産物のブランド化やイメージアップを進め、高品質・高付加価値の商品化をめざします。

(3) 次代へ引き継ぐ農村環境づくり

減農薬などの環境保全効果の高い取組や土づくり・土地改良などにより、次代へ引き継ぐ農村環境づくりを推進します。

(4) 地産地消の推進

食材に対する安心感を育み、地元農業への理解を深めるために、生産者と消費者を結びつける地産地消を推進します。

02-02 商工業の振興

(1) 食関連産業の振興

大学・研究機関等との連携などにより、食品の研究開発や食関連産業の設備投資、販路拡大活動等を促進して、食のまちづくりを進めます。

(2) 産学官連携による新たな技術開発

企業や大学・研究機関との連携などによる共同開発や共同研究を促進し、新たな技術や新製品の開発を進めます。

(3) 企業立地の促進

江別市の特性や優位性を十分に活かした立地環境の整備、企業ニーズを踏まえた支援策の充実により、新規企業の立地を促進するとともに、既に立地している企業に対しフォローアップを行うことで、企業の競争力を高め生産等の増加を促します。

(4) 中小企業の経営の充実

経済関係団体等と連携し、地域産業の発展に結びつくように、中小企業の経営の充実を進めます。

(5) 商店街の活性化

商店街を取り巻く環境変化を捉えながら、地域特性を踏まえた個性的で魅力ある商店街づくりを進め、地域住民の生活利便の向上や地域社会（コミュニティ）活動の拠点としての機能を高めていきます。

(6) 就業環境の充実

求職者に対する就業機会の確保や職務能力向上に向けた支援を行うことで、企業における人材確保や求職者の職場適応を促し、経済・社会の変化に応じた就業環境の充実を進めます。

02-03 観光による産業の振興

(1) 地域資源の発掘と活用

豊かな自然環境や歴史的遺産のほか、市民とともに新たな観光資源を発掘し、江別固有の地域資源としての活用を進めます。

(2) 観光・イベント情報の発信

江別のまちを知ってもらい、江別市に来てもらえるように、様々な観光・イベント情報や魅力的な地域資源などの情報発信を進めます。

(3) 江別ブランドの確立

江別製品の情報発信により江別市のイメージアップを図り、独自の強みを活かしながら、物産と観光を融合した江別ブランドの確立を進めます。



➤ 基本目標 だれもが健康的に安心して暮らせるえべつをめざします

政策展開の方向性

全ての市民が生涯を通じて健康に過ごせるよう健康意識の向上と健康づくりの推進に努め、病気や怪我をした際には、必要な治療が迅速かつ適切に受けられるよう地域医療体制と市立病院経営の安定を図ります。

また、だれもが安心して生活できるよう保険・医療など社会保障制度の周知に努めるとともに、制度の安定した運営を図ります。

さらに、障がいのある方や高齢者が、地域でいきいきと自立した生活が送られるようサービスの充実を図るとともに、市民の地域福祉に対する理解を深め、人材を確保することで、地域全体で支え合う体制づくりを推進します。

取組の基本方針	03-01	地域福祉の充実
	03-02	健康づくりの推進と地域医療の安定
	03-03	障がい者福祉の充実
	03-04	高齢者福祉の充実
	03-05	安定した社会保障制度運営の推進

03-01 地域福祉の充実

(1) 地域福祉活動の推進

社会福祉協議会とともに市民や自治会、福祉団体などと連携し、地域福祉活動を推進することで、地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

(2) 福祉意識の向上と人材の確保

市民に対する啓発活動に努めることで、地域福祉に対する理解を深め、ボランティア活動などに主体的に参加する人材の確保に努めます。

03-02 健康づくりの推進と地域医療の安定

(1) 健康増進活動の推進

健康寿命を延ばし、だれもが健康で安心して暮らせるまちをめざして、市民が家庭、学校、職域、地域などで、生涯を通して、積極的に健康づくりや健康増進のための活動を実践、継続できるよう推進します。

(2) 疾病予防・重症化予防の促進

食生活の改善や運動習慣の定着などにより、生活習慣病^{※1}を予防するとともに、健康診査やがん検診の推進により、疾病の早期発見、早期治療に結びつけ、合併症や重症化の予防に努めます。

(3) 地域医療体制と市立病院経営の安定

安心して医療サービスが受けられるよう関係機関と連携を図り、救急医療体制の確保や病診の連携^{※2}などにより、地域医療体制の安定を図ります。

市立病院では、診療体制の充実により収益の確保に努め、経営の健全化を推進します。

【用語解説】

※ 1 生活習慣病：良くない生活習慣を積み重ねることによって引き起こされる病気の総称。生活習慣病には、糖尿病、高脂血症、高血圧症、肥満症などのほか、がん、脳卒中、虚血性心疾患肝臓病、腎臓病、骨粗しょう症なども含まれます。

※ 2 病診の連携：地域の病院と地域内の診療所が、それぞれの役割を分担して互いに連携すること。

03-03 障がい者福祉の充実

(1) 自立的な社会参加の促進

障がいにかかわらず、様々な場面での社会参加が可能となるよう、支援体制の充実に努めます。

(2) 地域生活への支援

地域で安心して暮らすことができる生活の場を提供することで、自立した生活ができるよう支援の充実に努めます。

(3) 日常生活への支援

自宅での日常生活へのサービスの提供を通じて、安心して暮らし続けることができるよう支援の充実に努めます。

(4) 日中活動・就労への支援

日々の活動の機会提供を図り、自立に向けた訓練や仲間・地域との交流ができるよう支援の充実に努めます。また、教育・労働・福祉などの関係機関と連携し、福祉的就労^{※1}や一般就労などが実現できるよう支援の充実に努めます。

【用語解説】

※1 福祉的就労：一般企業での就労が困難な障がいのある方が、福祉施設などで必要な支援を受けながら訓練を兼ねて働いたり、活動したりすることなどで社会参加を図ること。

03-04 高齢者福祉の充実

(1) 地域交流と社会参加の促進

豊富な人生経験を活かし住民同士や地域内の交流等を通じて、いきいきと活動的に暮らす高齢者が増加するよう努めます。

(2) 介護予防と自立生活の支援

高齢者の健康保持・増進のため、介護予防に取り組むとともに地域の支え合い体制づくりを進め、自立した生活を送ることができるよう支援を進めます。

(3) 在宅福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供をめざすとともに、高齢者を介護する家族の負担を軽減する適切なサービスの提供に努めます。

(4) 施設サービス機能の充実

在宅生活が困難な要介護者が、施設で安心して生活を送ることができるよう適切なサービスの提供に努めます。

03-05 安定した社会保障制度運営の推進

(1) 生活困窮者への支援

法律に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、就労支援事業の充実等により、経済的に自立した生活を送れるように支援します。また、生活困窮者自立支援制度では他の福祉制度等と連携し、相談や支援プランを通じた支援を進めます。

(2) 国民年金制度の啓発

国民年金制度の啓発により、市民の国民年金への加入漏れや未納を減らし、受給の権利が確保できるように努めます。

(3) 国民健康保険制度の安定

相互に支え合う国民健康保険制度への理解を深めることで、市民の健康増進による医療費の適正化と国民健康保険税の収納率向上を図り、制度の安定運営に努めます。

(4) 後期高齢者医療制度の安定

被保険者の健康の保持増進による医療費の適正化を図り、相互扶助で支えあう後期高齢者医療保険制度を啓発し、保険料の収納率向上と制度の安定に努めます。



➤ 基本目標 だれもが安全で安心して暮らせるえべつをめざします

政策展開の方向性

交通安全や防犯活動の推進、生活衛生環境や冬期生活環境の充実などを通じて安全で快適な社会環境を築いていくとともに、地域防災力の向上や消防・救急体制の充実を図ることにより、災害に強く、だれもが末永く安心して暮らせるまちづくりを進めます。

取組の基本方針	04-01	安全な暮らしの確保
	04-02	地域防災力の向上
	04-03	消防・救急の充実

04-01 安全な暮らしの確保

(1) 交通安全の推進

保育園・幼稚園児、及び小中学生等、各年齢階層に応じた交通安全教育を推進し、交通安全の大切さや交通ルールを身に付けることによって、交通事故の防止を図ります。

また、警察、道路管理者及び各種交通安全団体と連携した交通安全の啓発に努めることにより、市民に交通事故の撲滅を訴えかけていきます。

(2) 防犯活動の推進

自主防犯活動団体と自治会等の防犯活動を支援するため、警察等の協力を得ながら、情報提供の充実や団体相互の連携強化を推進していきます。

また、警察及び各種防犯活動団体と連携して、防犯の啓発に努めることにより、防犯活動の必要性について、市民意識の向上を図ります。

(3) 市民相談の充実

市民の日常生活における悩みや問題の解決を図るため、市民相談をはじめとする各種相談窓口の積極的な周知と利用の呼び掛けを行い、市民が気軽に生活に関して相談できるようにします。また、市民に消費生活について正しい知識を提供することで、消費者被害の未然防止を図ります。

(4) 生活衛生環境の充実

まちの衛生や美観、安全が損なわれることを防止するため、ペットの適正な飼育に関する啓発活動、及び空き地の適正管理についての指導等を行い、市民が住みやすい生活衛生環境の充実に努めていきます。また、空家等の発生抑制及び危険空家への対応等により、安全で安心な生活環境の確保に努めます。

(5) 冬期生活環境の充実

市民と行政、事業者との協働による雪対策に取り組み、安全で安心な冬期の生活環境の充実に努めます。

04-02 地域防災力の向上

(1) 耐震化の推進

指定避難所や防災拠点となる公共施設の耐震化を優先的に進め、より安全な避難場所の確保や災害対応の強化を図っていくとともに、大規模店舗など多くの市民が利用する建築物をはじめ、市内の建築物の耐震化を促進し、地震による被害を最小限に留めます。

(2) 防災意識の向上

防災に関する情報発信や防災あんしんマップの活用、防災訓練等を通じて、市民の防災に対する意識を高めてもらうとともに、自分の命は自分で守る「自助」を基本とし、災害時に適切な行動ができるようにします。

また、いつ起こるかかわからない災害に対応するため、地域での連携を緊密にして、減災^{※1}対策の充実に努めていきます。

(3) 防災体制の強化

各種の自然災害等に対応するため、行政・市民・関係機関等が一体となって防災体制を構築します。

また、国民保護法に基づき、緊急事態等において、市民の避難や救援等の措置を的確かつ迅速に実施できるようにします。

治水対策については、河川、調整池、排水機場をはじめとした施設の機能維持や整備を図り、危険な箇所を減らし市民が安全に暮らせるようにします。

【用語解説】

※ 1 減災：災害による被害を、できるだけ小さくする取組のこと。

04-03 消防・救急の充実

(1) 消防組織体制の充実

近年の複雑多様化する消防需要に対応するため、将来を見据えた人材の育成と組織の強化をめざすとともに、市民や関係団体等との連携を深めるなど、大規模災害時への対応力の充実を図ります。

また、地域防災活動拠点として必要となる消防施設等の計画的整備を進めます。

(2) 救急体制の充実

高齢化社会の進展等に伴い増加する救急需要へ対応するため、需要の分析と調査を行い救急隊の効率的な運用等の検討と救急業務の高度化や救急車適正利用の啓発を推進します。また、市民への情報提供に努め情報の共有化を図るとともに、地域医療機関や関係部局等と連携した救急体制の充実強化を図ります。

(3) 火災予防対策の推進

火災予防運動をはじめとする防火思想の普及、放火をされない環境づくりや住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理など、住宅防火対策を推進し、火災による被害の軽減を図ります。また、地域の防火・防災力の向上のために民間防火組織の育成強化を図ります。



➤ 基本目標 暮らしやすさを実感できるえべつに向けて都市基盤の形成をめざします

政策展開の方向性

市民が暮らしやすく、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

駅を中心としたにぎわいのある拠点を創出し、子どもから高齢者、障がいのある方までだれもが安心して過ごすことのできる計画的な市街地整備の推進や、安全で快適な道路環境の確保と公共交通の活性化などによる交通環境の充実によって、暮らしやすさを実感できるまちに向けた都市基盤の形成を進めます。

取組の基本方針	05-01	市街地整備の推進
	05-02	交通環境の充実

05-01 市街地整備の推進

(1) 江別の顔づくり

にぎわいのある都心づくりをめざして、土地区画整理事業や街路事業等による総合的な市街地整備や、地元活性化協議会等との連携による地域活性化の支援、環境に配慮したまちづくりなどを一体的に進めます。

(2) 公園整備の推進

子育て世代をはじめ、高齢者など、幅広い世代に利用してもらえるよう、市民との協働による公園の再整備等、だれもが憩える公園を増やしていきます。

また、公園施設の改築や更新等を計画的に進め、安全性の確保を図っていきます。

(3) 市営住宅整備の推進

住宅困窮者に対するセーフティネット^{※1}として、市営住宅を整備することにより、子育て世帯や高齢者、障がいのある方にも、安心して快適に暮らすことができる住宅を供給します。

【用語解説】

※1 セーフティネット：「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みで、社会保障の一種。

(4) 計画的な土地利用の推進

現在の市街地規模を基本とし、様々な都市機能が集積する鉄道駅周辺を中心に、それぞれの地域と連携を図るコンパクトなまちづくりの考えのもと、計画的な土地利用を推進します。

(5) バリアフリーの街並みづくり

公共施設や街路のバリアフリー化を進め、高齢者や障がいのある方など、すべての人に優しい街並みづくりをめざします。

(6) 上下水道の整備

水源の確保と水道施設の適切な維持管理による安心で良質な水道水の安定供給を行い、地震に強い施設の構築をめざします。

また、下水道施設の適切な維持管理と計画的な雨水管整備による衛生的で快適な生活環境の確保と浸水の防除を図るとともに、循環型社会の構築へ貢献します。

(7) 住みかえ支援の推進

住みかえ支援や空家等の利活用などにより、住みやすい住環境づくりを進め、高齢者の市内居住維持と子育て世代の定住化をめざします。

05-02 交通環境の充実

(1) 安全で快適な道路環境づくり

安全で快適な道路環境を保ち、利用者が安心して通行できる道路環境づくりを進めていきます。

(2) 冬期間の交通の確保

除排雪などにより道路交通の確保を図り、行政と市民、事業者が協働して冬期の安全な道路環境づくりを進めていきます。

(3) 公共交通の最適化

駅を中心とする交通網を基本とし、地域の実情に即した持続可能な公共交通の形成を推進します。

➤ 基本目標 未来のえべつを支える元気で情操豊かな子どもたちの育成をめざします

政策展開の方向性

子育て環境を充実させることにより、安心して子どもを産み育てられ、就業と子育ての両立もできるまちをつくります。

教育では、子どもたちが多様で変化の激しい社会を生き抜いていく力を養成することに主眼をおき、個性を尊重しつつ確かな学力の定着に努めます。安全で安心な教育環境の下で地域社会全体が連携し、次代を担う心身ともに健康な子どもたちを育てます。

取組の基本方針	06-01	子育て環境の充実
	06-02	子どもの教育の充実

06-01 子育て環境の充実

(1) 母子保健の充実

妊産婦、乳幼児の健康管理のため、健診や相談を通じて、母性の保護と子どもの健やかな成長を図ります。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を整えます。

(2) 地域子育て支援の充実

子育ての負担を軽減するため、支援を必要とする子育て家庭に対して、関係機関が連携しながら切れ目のない支援の実施に努め、地域全体で子育てする環境づくりを進めます。

また、親子が集える交流やあそびの場を提供し、子育てに関連する様々な情報の提供や相談対応を充実させることで、子育て世代の交流を促し、子育てに関する不安の解消に努めます。

(3) 未就学期児童への支援

未就学期の多様な子育てニーズに対応するため、良質な幼児教育や保育を受ける機会を提供するとともに、働きながら安心して子育てできる環境づくりを進めます。

(4) 学齢期児童への支援

学齢期の健やかな成長を助長するため、児童の自主性を尊重した運営や地域の人たちとの交流等の放課後活動を推進します。

また、児童が放課後を安心、安全に過ごすことができ、保護者が就業と子育てを両立できる放課後対策の推進に努めます。

(5) 療育支援の充実

関係機関との連携体制の充実を図るとともに、子どもの発達に関する相談や通所による支援などを通じて、発達に関する不安を軽減し、早い時期から療育が受けられる体制の充実を進めます。

06-02 子どもの教育の充実

(1) 教育内容の充実

子どもたちが変化の激しい社会の中で生きていく力を身に付けるため、一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな教育が受けられるようにします。

また、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が受けられるようにします。

(2) 健康教育の充実

望ましい生活習慣や食習慣を身に付けたり、運動に親しむことによって、健康の大切さを認識し、心身ともに健康な子どもたちを育成します。

(3) 開かれた学校づくり

学校、家庭、地域が連携・協力して、開かれ、信頼される学校づくりを進めることにより、地域全体で子どもたちを健やかに育てるようにします。

(4) 教育環境の充実

時代の変化に対応した特色ある教育活動の展開に対応するとともに、子どもたちにとって安全で快適な学習・生活環境を整えるため、学校施設・設備の整備充実に努めます。

(5) 心のケアの充実

青少年や保護者が悩みを相談する場を充実させるとともに、児童・生徒が抱える様々な問題の解決に向けた支援を進め、心身ともに健康な生活を送れるようにします。

(6) 青少年健全育成活動の充実

体験活動やボランティア活動などの地域教育を通じて、次代を担う青少年を社会全体で見守り、青少年の健全育成をめざします。

➤ 基本目標 心の豊かさを実感できる成熟した生涯学習のまち・えべつの実現をめざします

政策展開の方向性

市民が生涯にわたって、学習・文化活動・スポーツを気軽に行える場を提供し、市民が心身ともに健やかで充実した生活を営めるようにします。また、長い歴史を持つれんが産業や文化・歴史遺産を通じて、市民のふるさと意識の醸成を図ります。

取組の基本方針	07-01	生涯学習の充実
	07-02	ふるさと意識の醸成と地域文化の創造
	07-03	市民スポーツ活動の充実

07-01 生涯学習の充実

(1) 社会教育関連施設の充実

公民館などの既存施設の整備や図書館資料の充実により、生涯学習に取り組む市民や団体により良い学習環境を提供します。

(2) 生涯学習支援体制の推進

生涯学習に関する情報の提供や支援を行い、自主的に生涯学習に取り組むことのできる環境づくりの促進を図ります。

(3) 生涯学習機会の充実

市民のニーズに配慮した多様な生涯学習機会を提供することにより、市民の学習意欲を喚起し、主体的な社会参画を促します。

■ 07-02 ふるさと意識の醸成と地域文化の創造

(1) 文化・芸術活動の育成・支援

文化事業への補助や支援により、市民が質の高い芸術文化に親しむ機会を増やすとともに、幅広い文化・芸術活動の場を提供します。

(2) 文化・歴史遺産の保存と次世代への継承

江別市の文化財や歴史遺産を調査・保存するとともに、市民に知ってもらう取組を工夫し、後の世代に正しく継承し、活用します。

(3) れんがの保存と活用

市内に点在するれんが建造物の保存活用を図り、街並みや生活空間にれんがを取り入れ、れんがに触れ親しむ機会を創ることにより、道内で唯一れんがを生産しているまちとしての市民意識の醸成を図ります。

■ 07-03 市民スポーツ活動の充実

(1) スポーツ・レクリエーション機会の充実

スポーツ関連団体や体育施設等の施設管理者等との連携により、スポーツ・レクリエーション大会や講座の充実を図り、幅広い年齢層に対応したスポーツ・レクリエーション活動を提供します。

また、スポーツ合宿誘致に取り組み、合宿参加選手との交流を通して、市民スポーツの推進を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の育成・支援

地域やスポーツ関連団体との連携により、指導者の養成を推進し、市民が行うスポーツ・レクリエーション活動の支援に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実

各種体育施設の計画的補修及び改修等を進め、その機能整備に努めるとともに、市内小中学校との連携により体育施設の活用を図るなど、市民の行うスポーツ・レクリエーション活動の環境を整備します。

➤ 基本目標 市民や各種団体など多様な主体が、協働でまちづくりに取り組むえべつをめざします

政策展開の方向性

江別市自治基本条例の理念に基づき、市政への市民参加を進めるとともに、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学などの各種団体と連携して魅力ある協働のまちづくりを推進します。また、グローバルな視点に立ち、人材・団体の育成を進め、在住外国人とも協力し合うなど、国際交流を推進します。

取組の基本方針	08-01	協働のまちづくりの推進
	08-02	国際交流の推進

08-01 協働のまちづくりの推進

(1) 江別市自治基本条例の普及・啓発

市民及び市が、それぞれの役割と責務を理解してまちづくりを進めていけるよう、江別市自治基本条例の普及・啓発を行います。

(2) 市政への市民参加の拡大

江別市自治基本条例の理念にのっとり、より良いまちづくりを行うため、江別市市民参加条例に基づき、常に市民ニーズに合った手法を工夫するなど、市政への市民参加の拡大に努めます。

(3) コミュニティ活動の推進と相互連携

自治会との連携の下、市民の自治会活動に対する参加意識を促進し、地域住民の協働意識と連帯感を高め、コミュニティ活動を活発にします。

(4) 市民活動の推進と相互連携

市民主体によるまちづくりの推進をめざし、NPOやボランティア団体などによる市民活動を推進するとともに、団体と行政が相互に連携しながら、市民協働によるまちづくりを進めます。

(5) 大学との連携によるまちづくりの推進

「江別市・大学・江別商工会議所による包括連携・協力に関する協定書」に基づき、大学それぞれの得意分野を活かし、様々な分野で連携しながらまちづくりや地域課題の解決に取り組みます。

(6) 友好都市等との交流の推進

友好都市である土佐市と教育・文化・経済・防災など様々な分野での交流を通じ、両市の親善を深め、地域の振興・活性化を推進します。

08-02 国際交流の推進

(1) 人材・団体の育成

外国人と良好なコミュニケーションを図り、国際交流の架け橋となる人材や国際交流に積極的に関わっている団体の育成を促進することにより、国際交流を推進します。

(2) 国際理解の推進

姉妹都市であるグレシャム市との交流活動や、市民や各種団体が行っている国際交流活動などにより、市民に外国の異文化に触れる機会を持ってもらうことで、市民の国際理解の推進に努めます。

(3) 在住外国人への情報提供の充実

市内在住の外国人が生活する上で、必要な情報を提供し、言葉や生活習慣が異なる環境においても、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

➤ 基本目標 透明性が高く、効率的で公平な市政運営を行い、着実に計画を推進します

政策展開の方向性

効率的な行政サービスの執行と健全な財政の確保により、市の基礎自治体としての機能を充実させ、自主・自立の市政運営を推進します。また、市政の透明性を確保するとともに、市民と市の情報共有を図るため、広報広聴の充実を図り、情報公開や個人情報保護制度を適正に運用します。

さらに、男女共同参画による市政運営を推進するために、男女平等意識の醸成に努めます。

取組の基本方針	09-01	自主・自立の市政運営の推進
	09-02	透明性と情報発信力の高い市政の推進
	09-03	男女共同参画による市政運営の推進

09-01 自主・自立の市政運営の推進

(1) 基礎自治体機能の充実

質の高い市民サービスを提供するため、常に行政の役割や運営などについて必要な見直しを行い、不断のコスト削減と自主財源の増加を図って健全で安定した財政基盤を確保することにより、市民に最も身近な基礎自治体として機能の充実を図ります。

(2) 計画行政の推進

行政評価システムを活用した、P（Plan・計画）D（Do・実行）C（Check・評価）A（Action・改善）サイクルの進行管理により、環境の変化に柔軟に対応し、総合計画を効果的に推進します。

(3) 政策形成能力の向上と効率的な組織体制の構築

地方分権等の行政環境の変化に伴う政策課題に対し、スピード感を持って、的確に対応するための職員の政策形成能力向上を図るとともに、限られた人的資源を最大限に活かすための効率的な組織体制づくりを進めます。

(4) 広域連携の推進

近隣自治体と連携し広域的な行政サービスに取り組むとともに、情報の共有化を進め、課題解決をめざします。

■ 09-02 透明性と情報発信力の高い市政の推進

(1) 広聴の充実

様々な機会を通じて、市民が市政に対する意見を提案しやすい環境づくりを進め、市民ニーズを的確に把握するとともに、市政への反映に努めます。

(2) 広報の充実

シティプロモートにより、江別市の魅力や特徴的な取組を広く発信するとともに、江別市が提供する情報を市民が様々な手段によって入手しやすい環境を整備し、広報を通じた情報共有を推進します。

(3) 情報公開の推進とプライバシーの保護

江別市が保有する情報を広く公開するとともに、個人情報については適正な管理のもと情報の保護を図ります。

■ 09-03 男女共同参画による市政運営の推進

(1) 男女平等意識の醸成

家庭、職場、地域等あらゆる場面において性別による不利益が生じないように啓発を行い、市民の男女平等意識を醸成します。

(2) 男女共同参画の視点に立った政策の形成

男女共同参画が、多様化、複雑化する行政課題に対応するための重要な視点の一つであることを意識し、男女共同参画の視点に立った政策の形成を図ります。



参考資料

- ▶ 資料1 まちづくり政策に関連する主な法律・条例・個別計画
- ▶ 資料2 えべつ未来づくりビジョン＜第6次江別市総合計画＞改訂経過
- ▶ 資料3 江別市行政審議会委員名簿
- ▶ 資料4 えべつ未来づくりビジョン＜第6次江別市総合計画＞改訂の諮問
- ▶ 資料5 えべつ未来づくりビジョン＜第6次江別市総合計画＞改訂の答申



※ 以下の各政策に記載されている主な法律・条例・個別計画は、その政策に限定したのではなく、他の政策にも関わるものもあり、あくまでも参考として記載しているものです。

《政策 01 自然・環境》

■法律

- * 環境基本法
- * 地球温暖化対策の推進に関する法律
- * エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- * 公害関係各種法律（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、悪臭防止法など）
- * 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- * 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
- * 都市緑地法
- * 循環型社会形成推進基本法
- * 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- * 資源の有効な利用の促進に関する法律及び個別物品に応じた各法

■条例

- * 江別市環境基本条例
- * 江別市公害防止条例
- * 江別市緑化推進条例
- * 江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例

■個別計画

- * 江別市環境管理計画
- * 江別市地球温暖化対策実行計画
- * 江別市環境マネジメントシステム実行計画
- * 江別市緑の基本計画
- * 江別市一般廃棄物処理基本計画
- * 江別市分別収集計画

《政策 02 産業》

■法律

- * 食料・農業・農村基本法
- * 農業振興地域の整備に関する法律
- * 農業経営基盤強化促進法
- * 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
- * 有機農業の推進に関する法律
- * 総合特別区域法
- * 工場立地法
- * 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）
- * 中小企業基本法
- * 小規模企業振興基本法
- * 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律
- * 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律

■条例

- * 江別市企業立地等の促進に関する条例
- * 江別市工場立地法準則条例
- * 江別市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例
- * 江別市中小企業振興条例

■個別計画

- * 江別市農業振興計画
- * 江別市鳥獣被害防止計画
- * 江別市食育推進計画
- * 農村滞在型余暇活動機能整備計画
- * 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域計画
- * 地域未来投資促進法に基づく基本計画
- * 江別市観光振興計画

《政策03 福祉・保健・医療》

■法律

- * 社会福祉法
- * 障害者基本法
- * 児童福祉法
- * 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- * 健康増進法
- * 老人福祉法
- * 介護保険法
- * 生活保護法
- * 国民年金法
- * 国民健康保険法
- * 地方税法
- * 高齢者の医療の確保に関する法律

■条例

- * 江別市介護保険条例
- * 江別市老人憩の家設置条例
- * 江別市高齢者福祉施設条例
- * 江別市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
- * 江別市国民健康保険条例
- * 江別市国民健康保険税条例
- * 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
- * 江別市後期高齢者医療に関する条例

■個別計画

- * 江別市地域福祉計画
- * 江別市立病院新公立病院改革プラン
- * えべつ市民健康づくりプラン21
- * 江別市障がい者福祉計画
- * 江別市障がい福祉計画
- * 江別市障がい児福祉計画
- * 江別市高齢者総合計画（江別市介護保険事業計画・江別市高齢者保健福祉計画）
- * 江別市国民健康保険保健事業実施計画
- * 江別市特定健康診査・特定保健指導実施計画

《政策04 安全・安心》

■法律

- * 交通安全対策基本法
- * 狂犬病予防法
- * 動物の愛護及び管理に関する法律
- * 消費者安全法
- * 墓地、埋葬等に関する法律
- * 災害対策基本法
- * 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- * 河川法
- * 水防法
- * 国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）
- * 消防組織法
- * 消防法
- * 空家等対策の推進に関する特別措置法

■条例

- * 江別市犯罪及び交通事故のない安全で安心なまちづくり条例
- * 江別市暴力団排除条例
- * 江別市畜犬取締り及び野犬掃とう条例
- * 江別市空き地の環境保全に関する条例
- * 江別市墓地条例
- * 江別市火葬場条例
- * 江別市防災会議条例
- * 江別市水防協議会条例
- * 江別市災害対策本部条例
- * 江別市国民保護協議会条例
- * 江別市国民保護対策本部及び江別市緊急対応事態対策本部条例
- * 江別市準用河川管理施設等の構造基準を定める条例
- * 江別市普通河川管理条例
- * 江別市消防団条例
- * 江別市火災予防条例

■個別計画

- * 江別市交通安全計画
- * 江別市雪対策基本計画
- * 江別市空家等対策計画
- * 江別市耐震改修促進計画
- * 江別市建築行政マネジメント計画
- * 江別市地域防災計画
- * 江別市水防計画
- * 江別市国民保護計画
- * 江別市業務継続計画
- * 江別市消防計画
- * 江別市消防10か年アクションプラン

《政策０５ 都市基盤》

■法律

- * 都市計画法
- * 道路法
- * 土地区画整理法
- * 都市公園法
- * 公営住宅法
- * 住宅地区改良法
- * 水道法
- * 下水道法
- * 住生活基本法
- * 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
- * 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

■条例

- * 江別市野幌駅周辺土地区画整理事業施行条例
- * 江別市都市公園条例
- * 江別市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- * 江別市営住宅条例
- * 江別市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例
- * 江別市公共下水道条例
- * 江別市水道事業給水条例
- * 江別市道路の構造の技術的基準を定める条例
- * 江別市市道に設ける道路標識の寸法に関する条例
- * 江別市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

■個別計画

- * 都心地区整備基本計画
- * 江別市中心市街地活性化基本計画
- * 江別市公園施設長寿命化計画
- * 江別市住生活基本計画
- * 江別市営住宅長寿命化計画
- * 江別市都市計画マスタープラン
- * 江別市景観形成基本計画
- * 江別市上下水道ビジョン
- * 水質検査計画
- * 大麻団地まちづくり指針
- * 江別市交通バリアフリー基本構想
- * 江別市交通バリアフリー特定事業計画
- * 江別市地域公共交通網形成計画
- * 江別市地域公共交通再編実施計画
- * 江別市雪対策基本計画
- * 江別市橋梁長寿命化修繕計画

《政策０６ 子育て・教育》

■法律

- * 母子保健法
- * 児童福祉法
- * 子ども・子育て関連３法（子ども・子育て支援法ほか）
- * 次世代育成支援対策推進法
- * 教育基本法
- * 学校教育法

■条例

- * 江別市保健センター条例
- * 江別市児童福祉施設設置条例
- * 江別市子育て支援センター条例
- * 江別市子ども発達支援センター条例
- * 江別市子ども・子育て会議条例
- * 江別市立学校設置条例
- * 江別市立学校給食センター設置条例

■個別計画

- * 江別市子ども・子育て支援事業計画
- * 江別市学校教育基本計画
- * 江別市教育行政推進計画
- * 江別市子どもの読書活動推進計画
- * 江別市教育大綱

《政策０７ 生涯学習・文化》

■法律

- *教育基本法
- *社会教育法
- *スポーツ基本法

■条例

- *江別市公民館条例
- *江別市情報図書館条例
- *江別市民文化ホール条例
- *江別市郷土資料館条例
- *江別市文化財保護条例
- *江別市体育施設条例

■個別計画

- *江別市社会教育総合計画
- *江別市スポーツ推進計画

《政策０８ 協働》

■条例

- *江別市自治基本条例
- *江別市市民参加条例

《政策０９ 計画推進》

■法律

- *個人情報の保護に関する法律
- *地方公共団体の財政の健全化に関する法律
- *地方自治法
- *男女共同参画社会基本法
- *女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- *まち・ひと・しごと創生法

■条例

- *江別市情報公開条例
- *江別市個人情報保護条例
- *江別市男女共同参画を推進するための条例

■個別計画

- *江別市行政改革大綱
- *江別市行政改革推進計画
- *江別市職員研修計画
- *江別市公共施設等総合管理計画
- *江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- *江別市人材育成基本方針
- *江別市定員管理方針
- *江別市特定事業主行動計画
- *江別市男女共同参画基本計画

資料2 えべつ未来づくりビジョン＜第6次江別市総合計画＞改訂経過

行政審議会		市議会関係	
第1回行政審議会（諮問）	平成29年11月13日	総務文教常任委員会報告	平成28年11月16日
第2回行政審議会（第2部会）	平成29年12月27日		平成29年9月7日
第2回行政審議会（第1部会）	平成29年12月28日		平成29年11月17日
第3回行政審議会（第2部会）	平成30年1月9日		平成30年4月20日
第3回行政審議会（第1部会）	平成30年1月12日		平成30年6月14日
第4回行政審議会	平成30年2月20日		平成30年7月20日
第5回行政審議会	平成30年3月20日	総合計画特別委員会	平成30年9月19日
第6回行政審議会	平成30年4月4日		平成30年10月9日
第7回行政審議会	平成30年6月11日		平成30年10月12日
第8回行政審議会	平成30年7月9日		平成30年11月15日
行政審議会より答申	平成30年7月13日	特別委員会委員長議会報告	平成30年11月28日
意識調査・まちづくり意見交換会等		計画改訂事務	
第6次江別市総合計画中間改訂に係るまちづくり意見交換会（大学生、各地区自治会、乳幼児・小中学生保護者、計7回）	平成29年7月18日～平成29年9月19日	第6次江別市総合計画中間点検方針決定	平成28年10月28日
第6次江別市総合計画改訂案パブリックコメント募集	平成30年4月26日～平成30年5月31日	第6次江別市総合計画中間改訂に係る庁内説明会	平成29年1月24日 平成29年1月31日 平成29年9月22日

資料3 江別市行政審議会委員名簿（50音順）

◎ 任期：平成29年11月13日～平成30年11月12日まで

氏 名	所 属 団 体 等	部 会
安孫子建雄	江別商工会議所 会頭	第1部会
碓井 和弘	札幌学院大学 経営学部経営学科 教授	第1部会
奥村 昌子	北海道情報大学 医療情報学部医療情報学科 准教授	第2部会
押谷 一【会長】	酪農学園大学 農食環境学群環境共生学類 教授	第1部会
岸本 佳廣	江別市商店街振興組合連合会 副理事長	第1部会
田口 智子【副会長】	北翔大学短期大学部 ライフデザイン学科 教授	第2部会
田原久美子	社会福祉法人 江別市社会福祉協議会 副会長	第2部会
豊田 選子	市民委員	第1部会
中井 和夫	市民委員	第1部会
成田 裕之	NPO法人 えべつ協働ねっとわーく 事務局長	第2部会
西脇 崇晃	一般社団法人 江別青年会議所 理事長	第2部会
萩原 英樹	道央農業協同組合 理事	第1部会
深瀬 禎一	江別市自治会連絡協議会 副会長	第2部会
三ツ井瑞恵	市民委員	第2部会
山崎啓太郎	市民委員	第2部会
山崎 雅江	江別市女性団体協議会 副会長	第1部会

※所属団体等は就任当時のもの

29政策第174号
平成29年11月13日

江別市行政審議会会長 様

江別市長 三 好 昇

第6次江別市総合計画改訂の諮問について

第6次江別市総合計画の改訂について、江別市行政審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に次のとおり諮問します。

記

1 第6次江別市総合計画の改訂について（諮問）

平成30年7月13日

江別市長 三 好 昇 様

江別市行政審議会
会 長 押 谷 一

第6次江別市総合計画の改訂について（答申）

平成29年11月13日付け29政策第174号をもって諮問があった標記の件について、本審議会は、2023年度までのまちづくり計画である「えべつまちづくり未来構想」を軸に、将来都市像を具現化する「まちづくり政策」の方向性や基本方針、「えべつ未来戦略」の方向性や実現に向けた展開を慎重に審議した結果、別冊のとおり改訂案をとりまとめましたので、別紙意見書を付して答申します。

「えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）」は、少子高齢化と人口減少への対策とともに地域経済の発展という課題を踏まえながら、「みんなでつくる未来のまち えべつ」を将来都市像に据え、10年先を見越し「協働」と「戦略性」をキーワードに、「安心して暮らせるまち」「活力のあるまち」「子育て応援のまち」「環境にやさしいまち」の4つを基本理念に策定されたものです。

今般諮問された第6次江別市総合計画中間改訂については、計画前期における各まちづくり政策とえべつ未来戦略の進捗状況や社会情勢の変化等を検証したうえで、将来都市像実現に向けた必要な計画見直しについて審議し改訂案をとりまとめたものがあります。

については、計画後期における成果をさらに向上させ基本理念を実現するために、下記意見に留意されることを要望します。

- 1 「えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）」は、江別市がめざすまちの姿を実現するための基本方向を示す重要なものであることから、計画の推進について市民等の理解や関心が高まるよう、これまで以上に分かりやすい情報提供に努められたい。
- 2 「えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）」の基本理念の根幹は、「協働のまちづくり」であり、計画を推進するためには市民、自治会、市民活動団体、企業、大学、行政など多様な主体が協力して地域課題に取り組むことが不可欠である。計画後期においても、協働を基盤として具体的な事務事業のさらなる推進に努められたい。
- 3 「えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）」の運用においては、社会情勢の変化を捉えて市民意見等を聴きながら、政策を適宜柔軟に展開し、将来都市像である「みんなでつくる未来のまち えべつ」の実現に積極的に取り組まれたい。
- 4 「えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）」は、市の取組の基本的な方向性を定めるものであり、具体的な施策や事業等は分野別の個別計画に位置付けるものであることから、個別計画の策定等にあたっては、引き続き「えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）」との整合性に一層留意されたい。



江別市

北海道 江別市高砂町6番地

電話 (011) 382-4141 (代表)

<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>